

「(仮称)子どもの権利擁護に関する条例」の制定について

1 背景

国は、平成28年の児童福祉法改正において、国民、保護者及び国・地方公共団体が、それぞれ子どもの権利を支援していくことを明確化したが、依然として児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加傾向にあるなど、子どもの尊厳が脅かされるような状況は解消されていない。そのため、本区においても、子どもの権利に対し区民等から更なる理解を得る必要があることから、「(仮称)子どもの権利擁護に関する条例」(以下「条例」という。)を制定する。

2 条例制定の目的

- (1) 「子どもの最善の利益を守る」ために、全ての人が子どもの権利を理解し、それぞれの生活・活動の中に子どもの権利の視点を取り入れることを明確にする。
- (2) 子どもの育ちを地域全体で支えるまちを実現し、児童虐待をはじめ子どもの権利侵害が生じないよう取り組むことを明確にする。

3 検討の方向性

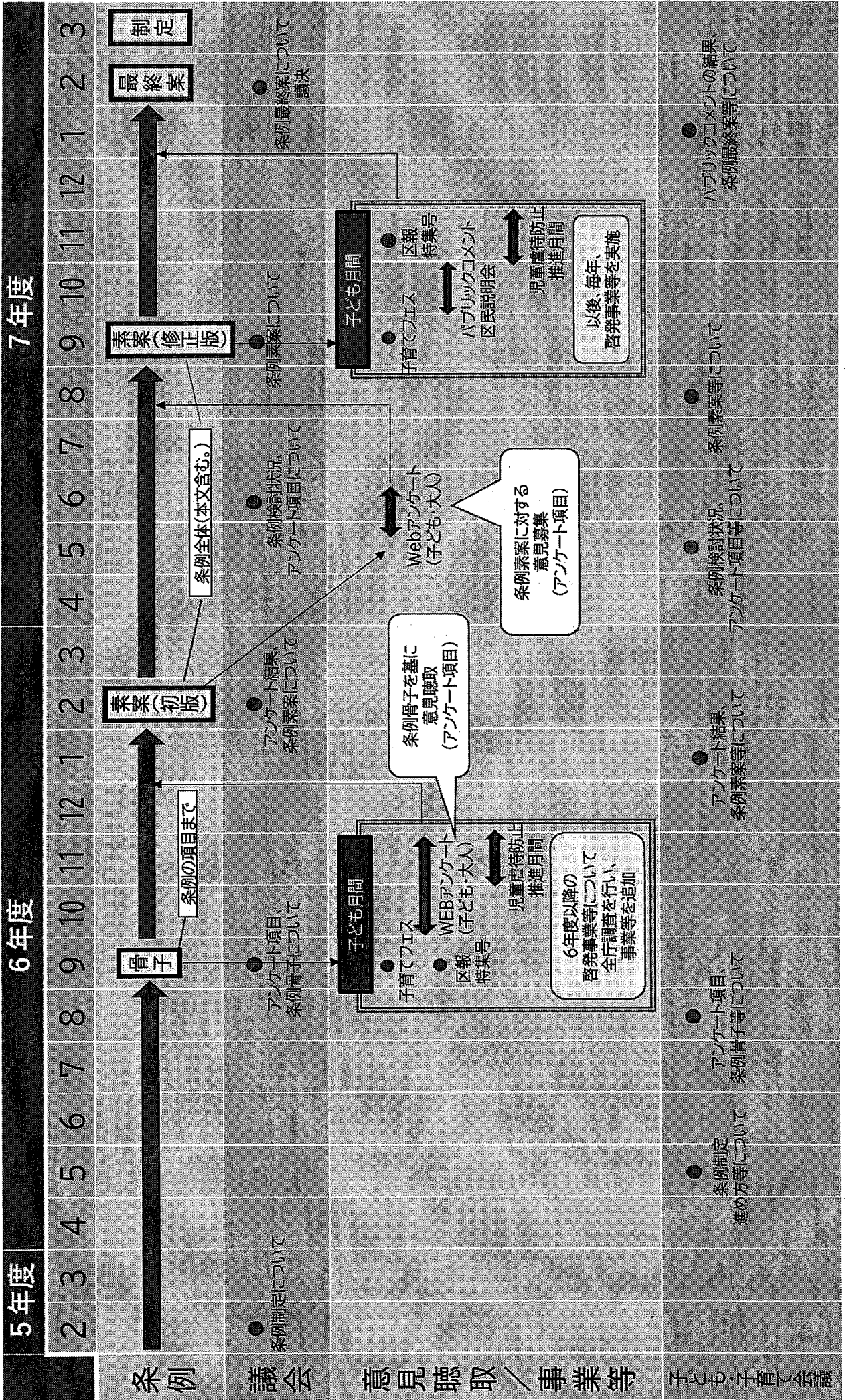
- (1) 区における子どもの生活実態や専門的見地からの提言を受けるため、区民、関係団体、有識者等により構成される「文京区子ども・子育て会議」(以下、「子ども・子育て会議」という。)に諮り、検討を進める。検討に当たっては、子ども・子育て会議に弁護士等の出席を求め、意見の聴取等を行う。
- (2) 子ども本人からの意見を聴取するとともに、子どもの権利擁護に関する理解促進のため、毎年9月から11月までを「(仮称)文の京子ども月間」(以下「子ども月間」という。)と称し、普及啓発事業を実施し、区民への周知を図る。

4 今後のスケジュール(予定)(別紙参照)

令和6年	5月	子ども・子育て会議(条例制定に向けての進め方等について)
	8月	子ども・子育て会議(アンケート項目、条例骨子等について)
	9~11月	子ども月間(Webアンケート含む。)
令和7年	1月	子ども・子育て会議(条例素案等について)
	5月	子ども・子育て会議(アンケート項目等について)
	5月~6月	条例素案に関するWebアンケート(子ども・大人向け)
	8月	子ども・子育て会議(条例素案等について)
	9~11月	子ども月間
	10月	パブリックコメント、区民説明会
令和8年	1月	子ども・子育て会議(条例最終案等について)
	3月	条例制定

今後のスケジュール(予定)

別紙



令和5年度 文京区青少年健全育成会事業について

【資料第2号】

令和6年2月15日現在

育成会	事業名	開催(予定)日	場所等
礪川	サマーファミリーフェスティバル	7月17日(月・祝)	第三中学校
	朝顔・ほおずき市こども広場	7月22日(土)・23日(日)	礪川地域活動センター前
	ダンス教室	10月29日(日)	茗台中学校
	第47回礪川マラソン大会	11月26日(日)	礪川地区内
	体験学習バスツアー	3月10日(日)	茨城県自然博物館
大原	合同ラジオ体操会	7月29日(土)	第十中学校
	盆踊り大会	8月26日(土)	駕籠町小学校
	ハロウィン2023	10月29日(日)	大原地区エリア
	(南会津町合同雪遊び)	2月4日(日)	林町小学校
大塚	落語ワークショップ	7月15日(土)	大塚地域活動センター
	カプラで遊ぼう	10月7日(土)	スポーツセンター
	学校対抗ポッチャバトル	12月10日(日)	窪町小学校
	SEJs中学生文化祭	3月24日(日)	茗台中学校
音羽	カヌー教室	7月9日(日)	関口台町小学校
	学校できもだめし	8月26日(土)	小日向台町小学校
	わくわく冬体験(星空観測会)	1月20日(土)	青柳小学校
	わくわく冬体験(お味噌作り)	2月4日(日)	音羽中学校
	フォトスポットで撮ろう(小・中学校卒業式)	3月19日(火)・25日(月)	音羽中学校、小日向台町・青柳・関口台町小学校
	地域ふれあいコンサート	3月23日(土)	音羽中学校
湯島	野外活動	8月5日(土)～6日(日)	奥多摩キャンプ
	美と生活(スクラップブック)	10月1日(日)	本郷小学校
	親子でチャレンジ(ポッチャ大会)	10月22日(日)	湯島小学校
	スキー&スノボ(宿泊)	1月20日(土)～21日(日)	湯の丸高原スキー場
	地域こどもプラザ	3月10日(日)	本郷小学校
	青少年リーダー育成事業	通年	
向丘	自転車交通安全教室	6月4日(日)	駒本小学校
	六中プール開放	7月29日(土)・30日(日)	第六中学校
	星空観察教室	8月5日(土)	第六中学校
	野外活動(バスハイク)	10月22日(日)	こもれび森のイバランド等
	ケーキ作り	12月10日(日)	第六中学校
	子ども体験教室(望遠鏡作り)	2月23日(金・祝)	第六中学校

令和5年度 文京区青少年健全育成会事業について

【資料第2号】

令和6年2月15日現在

育成会	事業名	開催(予定)日	場所等
根津	ファミリーレクリエーション	6月24日(土)	あらかわ遊園
	どじょうつかみ大会	7月9日(日)	根津小学校
	プール開放(汐見青少年健全育成会と共催)	8月5日(土)・6日(日)	第八中学校
	根津・千駄木下町まつり	10月14日(土)・15日(日)	根津神社
	児童館まつり	10月21日(土)	根津児童館
	親子もちつき大会	12月10日(日)	根津小学校
	雪あそび(宿泊)	2月10日(土)～11日(日)	那須甲子青少年自然の家
	ふれあい館まつり	2月17日(土)・18日(日)	不忍通りふれあい館
汐見	プール開放(根津青少年健全育成会と共催)	8月5日(土)・6日(日)	第八中学校
	施設見学会	8月19日(土)	山梨リニア見学センター等
	根津・千駄木下町まつり	10月14日(土)・15日(日)	根津神社
	スキー行事(宿泊)	1月27日(土)～28日(日)	湯の丸高原スキー場
	千駄木フェスティバル(中学生による企画事業)	2月12日(月・休)	文林中学校
	千駄木マラソン大会	3月3日(日)	汐見地区内
	駒込	ワンデイハイキング(パスレク)	6月4日(日)
プールまつり		7月17日(月・祝)	第九中学校
納涼会		8月4日(金)・5日(土)	富士神社
秋は社会科見学		9月24日(日)	科学未来館・そなエリア
ウォークラリー		10月28日(土)・29日(日)	駒込地区内
クッキー教室		12月16日(土)	第九中学校
駒込運動会		2月24日(土)	第九中学校
駒込音楽会		3月2日(土)	駒込地域活動センター
合同事業	文の京こどもまつり	11月12日(日)	教育の森公園等
	やんぐの発行(2回)	夏号(7月)・春号(3月) 発行	

文京区青少年プラザ (b-lab) の運営について

1 施設概要

- (1) 場 所 文京区湯島 4-7-10
 (2) 開館日 通年開館 (年末年始を除く)
 (3) 開館時間 午前9時から午後9時まで (中学生の利用は午後8時まで)
 (4) 利用対象 主に区内在住・在学の中学生及び高校生
 (5) 設置施設

施設名	主な仕様・利用想定
中高生談話スペース	談話、読書、自習、工作、PC貸出等
ホール	ダンス、演劇等
音楽スタジオA	楽器演奏 (グループ)
音楽スタジオB	楽器演奏 (個人)
プレイヤード	屋外での軽運動
自習室 (教育センター研修室)	教育センター研修室の利用がない時は自習室として活用

2 利用実績 (令和5年4月~12月分)

- (1) 新規登録者数 (名)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
中学生	163	208	124	135	136	78	150	82	82	1,158
高校生	78	102	73	118	104	67	67	46	41	696
合計	241	310	197	253	240	145	217	128	123	1,854

※令和4年4月~12月: 1,351名 (中学生: 785名 高校生: 566名)

※令和4年度新規登録者数: 1,637名 (中学生: 941名 高校生: 696名)

- (2) 来館者数 (名)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
中学生	890	1,432	1,244	1,521	1,378	1,119	1,656	1,218	1,399	11,857
高校生	954	1,039	1,009	1,545	1,979	1,249	1,070	1,005	1,414	11,264
合計	1,844	2,471	2,253	3,066	3,357	2,368	2,726	2,223	2,813	23,121

※令和4年4月~12月: 17,857名 (中学生: 7,315名 高校生: 10,542名)

※令和4年度来館者数: 24,454名 (中学生: 10,181名 高校生: 14,273名)

3 令和5年度実施事業

- (1) 主な定期講座・イベント

ア 自習応援! マナビ場 (定期講座)

中高生の自習の場として、皆が勉強に向き合える空間を館内で提供している。

イ b-lab 食堂

令和5年5月8日以降、調理・飲食を再開し、毎月1回、中高生が皆で食事を摂りながら交流ができる空間を提供している。

ウ 音楽講座

ストリートセッションや尚美ミュージックカレッジ専門学校とのコラボイベント等、気軽に楽器を演奏できる機会を提供している。

エ 体験探究

中高生がまだ知らない様々な分野について体験することを通して、中高生の探究心を養う。

(2) フェス事業

年3回(夏・冬・春)、主にライブやダンス発表等を開催。令和4年度より発足した「b-labサークル」の活躍の場としても位置付けている。

ア 夏フェス

8月22日(火)に各サークルによる展示・企画、23日(水)にバンドやダンスの発表等を実施。

イ 冬フェス

12月27日(水)・28日(木)に開催。各種展示・企画・発表等に加え、中高生が自分の興味・関心分野について探究した活動を発表する「b-labアワード」を実施。

ウ 春フェス

3月28日(木)にシビック小ホールにてバンドやダンスの発表、29日(金)にb-lab館内にて企画及び卒業式イベントを実施予定。

(3) 地域連携事業

中高生が館内だけではなく地域においても活動・活躍の機会を持てるよう、青少年健全育成会等の関係機関との連携を進めている。

ア 青少年健全育成会との連携

中高生が、礪川青少年健全育成会による「サマーファミリーフェスティバル」のブース運営や「みんなでダンス」のダンス指導、根津青少年健全育成会による「親子もちつき大会」の運営補助、音羽青少年健全育成会による「星空観測会」の運営補助に参加した。

イ 児童館との連携

本郷児童館にて星の神話についてのお話し会、白山東児童館にて鉄道ペーパークラフト作成を中高生各1名が企画・実施し、お話しや工作を通じて児童と交流した。

ウ コミュニティプラザ(青少年委員会事業)

シビックホール小ホールにて開催され、b-labからはダンスサークル・ショートシアター・工芸ダンスサークルが出演。また司会や照明スタッフにも挑戦するなど、中高生の多方面での活躍が見られた。

4 広報活動

(1) WEB媒体での広報

ア WEBサイト (<http://b-lab.tokyo/>)

イ X (@blab_tokyo)

ウ LINE@

エ Instagram

オ YouTube

(2) 紙媒体での広報

- ア 広報誌「Bunkyo teens magazine Cha!Cha!Cha!」
- イ b-lab たより (生徒向け)
- ウ b-lab 通信 (教員向け)

5 出張 b-lab

区立中学校を対象とした出張授業を実施。b-lab 運営業務事業者の NPO 法人カタリバによるキャリア学習プログラム「カタリ場」を行い、大学生スタッフと生徒の対話を軸に、進路意識の向上や将来への希望・意欲の創出を図っている。

今年度は、4月11日(火)3~4時間目に第九中学校の3年生に、また6月2日(金)5~6時間目に文林中学校の2年生に向けて実施した。少人数での談話や個人ワークシートを通して、生徒が自分自身と向き合う時間を提供し、進路選択の一步を踏み出すきっかけを生み出した。

また、スライドや資料を用いた b-lab の施設・事業紹介を行い、中高生が気軽に大人と話せる場、「やってみたい」ができる場としての利用を促している。

6 出張マナビ場

令和5年4月に中央大学茗荷谷キャンパス敷地内に開設された、大塚地域活動センターのオープンスペースにて、6月より自主学習事業を実施。小学4年生から高校3年生まで利用しており、学習の合間にスタッフと進路について相談する等、利用者に寄り添った事業を展開している。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
利用者数	28	38	34	33	41	44	46	264
実施回数	7	8	8	9	9	8	8	64

7 今後の取組み

(1) 中高生の自主的な活動の応援

多様化する中高生の興味・関心に応えるために、多種多様なテーマの事業を企画・運営する。

ア 主体的なプロジェクト活動の活性化

現在、施設運営等に主体的にかかわる利用者を「中高生スタッフ」として活動しているが、今年度は10名程度の中高生の参画にとどまっている。

今後は、中高生スタッフを「b-challengers」と「中高生スタッフ2.0(仮)」に分け、より多くの中高生が参加できるような仕組みを設ける。「b-challengers」では、やりたいことが明確でない中高生が運営の一部に携わることにより、新たな興味関心を持ち、探究や表現活動につながる機会を提供していく。「中高生スタッフ2.0(仮)」では、自分の興味関心に取り組む中高生が、施設の運営をはじめ、より大きな舞台や場づくりに関わる機会を提供していく。これにより、他の中高生の主体的な活動につながるモデルを育成し、中高生同士が高め合う環境を構築していく。

イ 好きでつながる「b-lab サークル」の活性化

令和4年度より、「好きなことの交流」や、「やってみたい」を実現する中高生の声に応えるために「b-lab サークル」が始動した。今年度は、新たに「歴史サークル」「競技クイズサークル」「映画・アニメ同好会」「軽音サークル」が発足し、現在13のサークルが活動している。

今後は、サークル活動の発表の場でもある「フェス」に加え、中高生のニーズに応じて発表の機会を増やし、中高生が自らを高めていける場を検討していく。

ウ 探究プロジェクトの推進

令和5年度より、様々な分野の体験を通じて中高生の興味関心を引き出すイベント「体験探究」を実施している。また、令和5年度冬頃より、「b-labサークル」や「自主企画」、「体験探究」において、好きなことややりたいことを高めた中高生に対して、好きや興味関心からテーマを設定し、探究していくプロジェクト活動の枠組みを設けた。

今後は、中高生の主体的・継続的な探究活動において、中高生が自己の有用感や社会への興味を持てるようスタッフがサポートしていく。

(2) 地域団体・関係機関との連携

中高生がb-lab以外の社会とかかわりを持てるよう、青少年健全育成会などの地域団体や関係機関との連携を強化し、館外に出て中高生の視野が広がる出会いのきっかけや中高生のアクションの機会に繋がる事業を行っていく。

(3) 新規来館の増加

令和5年5月に、新型コロナウイルス感染症対策が5類に移行したことにより、通常通りの運営となり、新規登録者数・来館者数ともに昨年度を上回っている。今後も多くの来館者に利用してもらえるよう努めるとともに、まだb-labを知らない中高生にb-labを知ってもらうよう、中高生の目に止まる周知方法の工夫など一層の充実に努める。

新たな青少年プラザの建設について

1 経緯

令和5年4月に大塚地域活動センターが中央大学茗荷谷キャンパス内に移転した。旧大塚地域活動センターの建物は、建築から60年以上が経過し、老朽化が進行しているため、解体の上、行政需要や区民ニーズを踏まえた活用の検討が必要となっている。

2 敷地概要

所在地	文京区大塚一丁目5番17号
敷地面積	325.29㎡
建蔽率	60%
容積率	300%
用途地域	第一種中高層住居専用地域

3 活用の方向性

区内2か所目となる青少年プラザの開設のほか、大塚地区の育成室待機児童解消を図るため、育成室の併設を検討する。

4 今後の進め方

令和5年度	b-lab 利用者にアンケート実施
	青少年問題協議会、青少年健全育成会に報告
令和6年度	関係団体(青少年委員会、中学校PTA連合会、町会(大塚地区)等)へ報告
令和6～7年度	現建物解体設計・解体工事 新たな建物の基本設計・実施設計
令和6年度～	中高生の意見聴取

「子ども110番」事業について

1 事業の目的と概要

「子ども110番事業」は、子どもたちが身の危険を感じた時に、一時的に避難できる場所を確保し、子どもたちの安全を地域ぐるみで守ること、子どもたちに対する凶悪犯罪を未然に防止する犯罪抑止効果と、地域の防犯意識の向上を目的としている。

2 これまでの経緯

平成9年度より開始され、平成14年度には、子どもたちをめぐる状況が深刻化していることを踏まえ、区立小学校PTA連合会の協力のもとに、ステッカー貼付場所の確認を行い、事業協力者の名簿を作成した。名簿化に伴い「協力者見舞金制度」を創設するとともに、各区立小学校・各区立小学校PTA・区内警察署・文京区で名簿を共有するなど、連携体制の強化や事業の充実を図ってきた。

3 協力者数（令和6年2月1日現在）

店舗・個人宅等	1, 472件	
区施設	140件	
合計	1, 612件	※協力者数の推移は別紙のとおり
子どもの駆け込み発生件数	0件	



4 主な事業内容

(1) 児童への啓発

区立小学校及び区内国立・私立小学校1年生全員に啓発用ステッカー（5cm）を配布

(2) 貼付状況の調査（年1回）

区立小学校PTAの協力による、協力者名簿に基づくステッカー貼付状況の調査
令和5年度調査期間：令和6年1月25日（木）～3月8日（金）

(3) 協力者見舞金制度

補償期間：1年（各年4月1日～3月31日）

見舞金制度（保険料は区で負担）

ア. 死亡・後遺傷害	1千万円	イ. 入院	5万円
ウ. 通院	1万円	エ. 建物損害	3万円（いずれも上限額）

(4) 感謝状の贈呈

子ども110番事業に5年以上協力し、協力を継続できなくなった協力者に対して、文京区青少年問題協議会より感謝状を贈呈した。令和5年度41件

5 その他

小学校や児童館、育成室においても、自主的に地域の子ども110番貼付場所の確認や、子ども110番の家に駆け込む訓練等を行っている。

6 今後に向けて

個人の協力者は、高齢化やマンションのオートロック化など、近年、減少している。また、事業所や店舗においても閉店や移転での継続不可の申し出も多く、減少傾向にある。協力者の増加が見込めない中、今後は、新規の店舗や事業所等、実際に子どもたちが駆け込みやすい場所を中心に協力の呼びかけを行い、事業の充実を図っていく。

子ども110番協力者数の推移

※ 区施設は除く

基準日	件数	前年度比	年度中の 新規協力者数	年度中の 削除者数
平成14年4月1日	1,475			
平成26年4月1日	1,661	-33	46	60
平成27年4月1日	1,647	-14	71	81
平成28年4月1日	1,637	-10	26	43
平成29年4月1日	1,620	-17	64	65
平成30年4月1日	1,619	-1	98	110
平成31年4月1日	1,607	-12	78	74
令和2年4月1日	1,612	5	80	75
令和3年4月1日	1,602	-10	7	17
令和4年4月1日	1,565	-37	3	40
令和5年4月1日	1,474	-91	45	136
令和6年2月1日	1,472	-2	13	15

令和6年2月1日現在

※新規件数 …13件（個人宅：8件、店舗・事業所：5件）

※削除件数 …15件（個人宅：6件、店舗・事業所：9件）

不健全図書類販売状況調査結果について

1 不健全図書類販売状況調査とは

東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下、都条例という。）の規定による不健全図書類の規制の順守状況について、東京都青少年健全育成協力員による新刊書店、古書店、コンビニ店、レンタルビデオソフト店、ゲームソフト店等への環境浄化活動を実施している。

※図書類：書籍、雑誌、ビデオテープ、DVD、CD-ROM、テレビゲームソフト等

2 令和4年度調査結果について（別紙のとおり）

指定図書及び表示図書は、区内の調査店舗12店舗では販売されていなかった。

※指定図書：都条例に基づき、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるもので、東京都青少年健全育成審議会にて指定された図書類

※表示図書：都条例に基づき、図書類発行業者が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる場合に、青少年が閲覧することが適当でない旨を表示するよう努めた図書類

書店・メディア等に対する要請について

1 概要

書店・ビデオ等取扱店・コンビニエンスストアやメディア関連団体に対し、青少年の健全育成を推進するため、自主規制の要請文を送付し、より良い地域環境づくりに取り組んでいる。

2 要請文（案）

別紙 1 のとおり

3 送付先

(1) 区内書店等 155 店舗（令和 4 年度実施実績）

(2) メディア関係等 11 団体

①テレビ放送

日本放送協会

一般社団法人日本民間放送連盟

一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟

東京ケーブルネットワーク株式会社

一般社団法人衛星放送協会

②インターネット関連

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

グーグル合同会社

LINEヤフー株式会社

③携帯電話各社

株式会社NTTドコモ

KDDI株式会社

ソフトバンクグループ株式会社

(案)

2023文教教児第 号
令和6年 月 日

文京区内

書籍・ビデオソフト販売店店長
ビデオソフトレンタル店店長 各位
コンビニエンスストア店長

文 京 区
文京区青少年問題協議会

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある書籍、ビデオソフト等の販売、レンタルの自主規制等の推進について（お願い）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろより青少年の健全育成に関して、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することは、私たち共通の願いであり、そのための良好な地域環境を形成していくことは、私たち大人の責務であります。

文京区におきましても「東京都青少年の健全な育成に関する条例」に基づき、青少年に対する不健全な図書、ビデオソフト等の販売、レンタル等の自主規制を呼びかけています。また、指定図書類・表示図書類の包装、区分陳列をお願いします。

貴店におかれましては、上記の趣旨をご理解いただき、引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【事務局】

文京区教育推進部

児童青少年課青少年係

TEL：5803-1186 / FAX：5803-1368

E-mail：b702000@city.bunkyo.lg.jp

(案)

2023文教教児第 号
令和6年 月 日

テレビ番組制作・放送関係事業者団体 各位

文 京 区
文京区青少年問題協議会

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある番組制作及び放送の自主規制について（お
願い）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴社におかれましては、日頃よりテレビ番組制作・放送に関し、青少年の健全な育成
にご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

テレビ放送は社会的な価値判断の基準となる重要な役割を持つとともに、青少年の人
格形成に大きな影響力を有します。このため、今後とも青少年の健全な育成を阻害する
おそれのある番組制作及び放送がなされないよう、良識に基づいたご配慮を賜りますよ
う、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【事務局】

文京区教育推進部

児童青少年課青少年係

TEL：5803-1186 / FAX：5803-1368

E-mail：b702000@city.bunkyo.lg.jp

(案)

2023文教教児第 号
令和6年 月 日

インターネット関連事業者団体 各位

文 京 区
文京区青少年問題協議会

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報の自主規制について (お願い)

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴団体におかれましては、インターネット事業に関し、青少年の健全な育成にご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

インターネットは国民の社会活動、文化活動、経済活動等のあらゆる活動の基盤となる等国民生活にとって必要不可欠な存在となっておりますが、一方で、インターネット上における児童ポルノの公然陳列、違法な出会い系サイト、規制薬物の濫用をそそのかす情報等の法令に違反する、または、公序良俗に反する情報の流通が社会問題となっております。

つきましては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報の取扱いについて、セキュリティやフィルタリングの強化等、引き続きご配慮を賜りますよう、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【事務局】

文京区教育推進部

児童青少年課青少年係

TEL : 5803-1186 / FAX : 5803-1368

E-mail : b702000@city.bunkyo.lg.jp

(案)

2023文教教児第 号
令和6年 月 日

携帯電話会社 各位

文 京 区
文京区青少年問題協議会

青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報の自主規制について（お願い）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴社におかれましては、インターネット事業（モバイルコンテンツ事業）に関し、青少年の健全な育成にご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

インターネット（携帯電話）は国民の社会活動、文化活動、経済活動等のあらゆる活動の基盤となる等国民生活にとって必要不可欠な存在となっておりますが、一方で、インターネット上における児童ポルノの公然陳列、違法な出会い系サイト、規制薬物の濫用をそのかす情報等の法令に違反する、または、公序良俗に反する情報の流通が社会問題となっております。

つきましては、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある情報の取扱いについて、セキュリティやフィルタリングの強化等、引き続きご配慮を賜りますよう、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【事務局】

文京区教育推進部

児童青少年課青少年係

TEL：5803-1186 / FAX：5803-1368

E-mail：b702000@city.bunkyo.lg.jp

「インターネットのルールとマナー」パンフレットについて

1 概要

児童及びその保護者に対し、インターネットに関する知識の向上、危険性の周知や安全利用を呼びかけるため、インターネットのルールとマナーに関する啓発パンフレットを作成し、区内学校へ配付する。

(1) 児童用

対 象：区内小学4・6年生の児童

規 格：A3版、両面フルカラー2つ折り、4ページ

数 量：5,000部

配 布 先：区内小学校

配付時期：令和6年7月中

(2) 保護者用

対 象：区内小学4・6年生の保護者

規 格：A3版、両面フルカラー2つ折り、4ページ

数 量：5,000部

配 布 先：区内小学校

配付時期：令和6年7月中

2 配付時期について

7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（東京都制定）にあわせて配付する。

3 パンフレット内容について

別紙のとおり（現状に即した内容に修正）

4 東京都発送リーフレット・パンフレットについて

東京都から「ネット・スマホ利用啓発リーフレット・パンフレット」を配付（国私立も含む）

(1) 生徒用

小学5年生「みんなで守ろう！ネット・スマホのとらのまき」リーフレット

中学1年生「ネットの危険知ってる??」リーフレット

高校1年生「SNSのその使い方大丈夫？」リーフレット

高校学校内掲示「SNSのその使い方大丈夫？」ポスター

(2) 保護者用

小学5年生「家庭で見守る子供のネット・スマホ利用」パンフレット

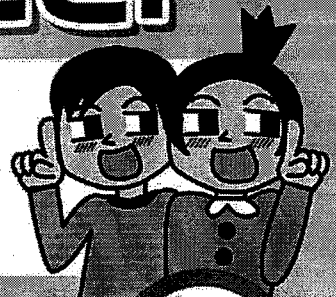
(児童用表紙)

インターネットのルールとマナー 児童用

インターネットを 使いはじめたみんなに 知ってほしいこと!

インターネットってとても便利! でも...

スマートフォンやパソコンでインターネットを使うと、知りたい情報を検索できたり、
友だちと連絡したり、世界中の人と情報をやりとりすることができ、とても便利です。
その反面、使い方に気をつけないと、トラブルに巻き込まれる危険性もあります。
ここに書いてある4つのポイントを家族と読んで、正しくネットを使いましょう!!



ネットいぞん
もう! 早く寝なさい!
あと少し!

情報のかくさん
住所
電話番号
こんなに広まるなんて!!
メールアドレス

とくめい
同じ中1だ! 今度会ってみようかな
「中1」を「小6」に修正。

危険性
大変だあ!
¥500,000 払ってくださった!

文京区青少年問題協議会

ぞん (依存) … ネットをやっていないと落ち着かないほど、ネットにのめりこむこと。

ポイント 1

ネットいぞん

ひま
暇さえあれば
スマートフォンやパソコンを
見ていませんか？

「タブレット」を追加。

近年、スマートフォンやパソコンに依存する人が増えています。
「ネットができないと落ち着かなくてイライラする」など心や身体に悪い影響を与える可能性があります。



- ✓ 利用時間などのルールを家庭内で決める。
- ✓ 公共の場でのマナーや安全を守って使う。
(電車や病院での通話はいけません! 歩きスマホは危険です!)

ポイント 2

とくめい

実名を明かさずに
悪さをする人がいます

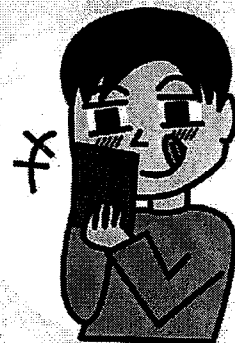
ネット上では、直接顔も名前も明かさずに、知らない人と気軽にコミュニケーションを取ることができます。しかし、それを利用して悪いことをする人もいます。

とくめい (匿名) … 自分の名前を知らせないこと。



- ✓ ネット上で、知らない人と簡単に友だちにならない。
- ✓ 「住所を知りたい」、「会いたい」と言われても教えたり会ったりせずに、まずは家族に相談する。

みなさんは気付かないうちに、他人を傷つけるようなことをしていませんか？
自分自身が加害者になっているかもしれません。



- ✓ 匿名だからといって、悪口や他人を傷つけるようなことを書き込みしない。
(もちろん、実名での書き込みもルールは同じです!)

ポイント 3

情報
かくさん

「ツイッター」を「X」に修正。

情報はあっという間に
世界中に広がります

ツイッターやインスタグラムのようなSNSが流行ったことにより、私たちは世界中に情報を伝えられるようになりました。しかし、使い方を間違ってしまうと、誤った情報や他人に知られたくないようなことも、あっという間に広がってしまいます。



「が流行ったこと」削除。

- ✓ 名前、住所、電話番号、顔写真などの個人情報は簡単に載せない。
(特に自分以外の人の情報や写真を載せるときは、必ず相手の許可を取ろう。)
- ✓ 本当かどうか分からない情報、秘密にしたいことは載せない。
(ウソの情報が本当のように広がってしまいます。)
- ✓ だましたり、おどしたりして青少年に自分の裸の画像等を撮影させた上、メール等で送らせる被害(「自撮り被害」)に注意する。

※ソーシャル・ネットワーク・サービスのこと。日常のことをつづやいたり、日記を書いたり、誰かの日記にコメントをつけたりすることで、ネット上で情報交換や会話を楽しむことができます。

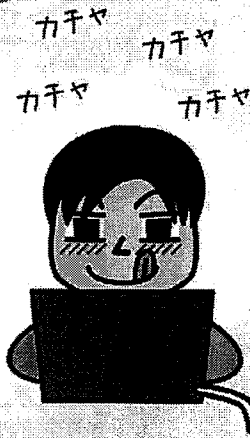
「つけたり」削除。

ポイント 4

危険性

悪い影響を与えるサイトや
料金がかかるゲームの
使用には要注意!!

みなさんの心に悪い影響を与えるサイト(暴力的なもの、薬物について載っているもの)には注意しましょう。その他、特に注意したいのがお金のトラブルです。ショッピングサイトなどで小中学生がお金をだまし取られる事件もあります。また、スマートフォン用の課金ゲームに夢中になり、気付いたときには何万円も支払わなければいけないケースも……。



- ✓ 必要のないサイトはむやみに見ない。
- ✓ 家族にフィルタリング*をかけてもらう。
※悪い影響を与えるサイトを自動的に見られなくなるようにする仕組み
- ✓ 会員登録・課金が必要なもの、ネットショッピング・オークションを使うときは必ず家族に相談する。
(ネット上でのお金のやり取りは注意が必要です! みなさんをだまそうとする悪い人がいます。)
- ✓ 知らない人からの宣伝や、見覚えのない請求は無視する。

困ったときの相談は…?

困ったときは、一人で悩まずに周りの人に相談することが大切です。身近な人に相談しづらいときは、気軽に下に書いてあるところに相談してみてください!

相談窓口

ネットや携帯電話でのトラブルや悩み事を相談したい…

●東京子どもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」

【電話相談】0120-1-78302 月～土…午後3時から午後9時 ※祝日除く

【メール相談】24時間受付 <http://www.tokyohelpdesk.jp/> にアクセスして、専用メールフォームへ

【LINE相談】月～土…午後3時から午後9時(受付は午後8時30分まで) ※祝日除く



架空請求・ネットショッピングなどのトラブルで困っていたら…

●文京区消費生活センター消費者相談室

【電話相談】03-5803-1106 月～金(祝日・年末年始は除く)午前9時30分から午後4時まで

いじめに悩んでいたら…

●文京区教育センターいじめ電話相談

【電話相談】03-5800-2596 24時間受付(年中無休)

●東京法務局人権擁護部 子どもの人権110番

【電話相談】0120-007-110 月～金(祝日・年末年始は除く)…午前8時30分から午後5時15分まで

学校生活・友人関係などで悩んでいたら…

●警視庁ヤング・テレホン・コーナー

【電話相談】03-3580-4970 24時間受付

子どもの人権110番に以下のとおり追加。

「メール相談及びLINE相談も受付詳しくは下記へ

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

東京都教育委員会が、いじめやSNSについて考えよう!



こころ空模様
チェック

簡単なストレスチェック機能があります。いじめ相談ホットラインにすぐ電話をかけることができます。



こころストーリー
(いじめ相談・SNS)

いじめを相談することや、SNSとの上手な付き合い方について、ストーリーを見ながら自分に問い掛けることができます。



アプリのダウンロードはこちらから
考えよう!いじめ・SNS@Tokyo
<http://jima.metro.tokyo.jp/>

東京都教育委員会

✂
見るところにはり、ネットを使うときに確認しよう!
✂

インターネット利用のルール(約束)を書いてみよう!

ポイント①「ネットいぞん」にならないために!

【ルール】インターネットの利用は1日 _____ 分までしか使いません!

ポイント②「とくめい」を利用した被害にあわないために!(他人を傷つけないように!)

【ルール】 _____

ポイント③「情報のかくさん」によるトラブルをさけるために!

【ルール】 _____

ポイント④「危険性」から身を守るために!

【ルール】 _____

[発行] 文京区青少年問題協議会

[編集] 文京区児童青少年課 文京区春日1-16-21 / TEL 03-5803-1186 / FAX 03-5803-1368

印刷物番号 10422102

ネット社会に生きる 子どもを守るために

ネット社会の様々な危険から子どもを守るために、大人はどうしたら良いでしょうか。
このリーフレットではインターネットの危険性を4つのポイントで記載しています。
お子さんに配布した「児童用」と併せて、家庭内でのルール作りにご活用ください。

依存性



拡散性



同じ中1だ!
今度会って
みようかな

「中1」を「小6」に修正。

匿名性



大変だあ!

危険性



中面のチェックリストを使って、
お子さんのネット事情について
どれくらい把握できているか確認し、
できているところにチェックをしてみましょう。

文京区青少年問題協議会



「タブレット」を追加。

依存性

スマートフォンやパソコンに依存する子どもが増えています。依存度が高くなると、心や身体に悪い影響を与え、睡眠不足や、ひきこもりなどの問題に発展する可能性もあります。



依存のケース

中学生Aはスマートフォンのアプリにはまり、暇さえあれば毎日夜中までゲームをやっていた。また、友だちとの連絡はLINEやメールなどが不可欠のため、頻繁にスマートフォンを確認するようになった。その結果、Aは学校の宿題などに集中できなくなり、授業にもついていけなくなってしまった。

- 利用時間などのルールを家庭内で定めている。
- 公共交通機関や病院でスマートフォンや携帯を使う際は、子どもの見本となるような使い方を心がけている。

子どもが依存症では…と感じたら、無理矢理やめさせるのではなく専門の医師に相談しましょう。

「タブレット」を追加。「携帯」を削除。

匿名性

インターネットには様々なメリットがある一方、その匿名性ゆえに、子どもが被害者、また加害者になる問題が多く生じています。



「30代」に修正。

匿名性による事件のケース

- ①女子中学生Aは、ネットの友だちを作る掲示板で、他県の女子中学生Bと友だちになり、頻繁に連絡を取り合う体になった。夏休みに入り、実際に遊ぼうと会ってみると、Bは実は50代の男性であり、Aは交際を迫られた。
- ②男子高校生Aは、ネットの匿名掲示板で、事実とは違うことをわかっていながらも、ある芸能人Bを凶悪事件の犯人として面白半分に中傷し続けた。その結果、Aは芸能人Bから名誉棄損で訴えられてしまった。

- 子どもの友人関係を把握するように努め、子どもの行動に変化がないか気を配っている。
- ネットに載っている情報や、ネットでやりとりしている相手を簡単に信じてはいけないと子どもに伝えている。

「無料メールアプリ」削除。

…っておきたい! 子どもに教えておきたい!

LINE いじめ

無料メールアプリLINEで行われるいじめ。クラスや部活などのグループでメッセージをやりとりする中で、1人だけ仲間外れにされたり、無視されたりすることです。また、メッセージを既読したにも関わらず返信しないことにより仲間外れにされるのを恐れ、スマートフォンを手放せない子どもが増えています。

リベンジポルノ

別れた恋人の裸の写真・動画などをネット上に流出させる嫌がらせ行為。写真や動画は半永久的にネット上に残ってしまうため、被害者には深い心の傷が残ります。絶対に写真を撮らせたり、自分で送ったりしないよう指導しましょう。

拡散性

SNSの流行により、情報発信が簡単になった一方、間違った情報や個人情報もあっという間に世界中に広まってしまう。



拡散性による事件のケース

中学生Aはブログを開設し、自分の顔写真やメールアドレス等を公開していた。ある日ブログ読者を増やそうと、少し悪ふざけを交えた内容の文章や写真を掲載したところ、一気にアクセス数やコメントが増えた。実は、Aの記事をよく思わない人が、Aの個人情報を様々な掲示板に掲載しており、最終的にAにはひっきりなしにいたずら電話が来るようになった。

「少し」削除。「しかし」に修正。

- 子どもの個人情報が広まらないようにネットの管理・設定をしている。
(例) SNS等は特定の人だけに公開するなど限定的にする。写真を載せるときは、GPS(位置情報)設定をオフにする。
- 子どもにネットの影響力を伝え、必要以上の個人情報を掲載しないよう指導している。
(例) たましたり、脅したりして青少年に自分の様子を撮影させた上、メール等で送らせる形態の被害(「自撮り被害」)に注意するよう伝える。

「青少年に」削除。「ており」、「最終的に」削除。

危険性

ポイント4

ネット上には、子どもにとって魅力的なコンテンツが溢れています。それを利用し、有害なサイトへ導いて不当に金銭を請求するなど、子どもの判断能力の無さを狙った犯罪が起きています。また、近年では、課金制のアプリにはまり高額な請求をされるケースも…。



金銭が絡む事件のケース

中学生Aは誤って有料サイトをクリックしたところ、いつの間にか会員登録をされたあげく、登録料金を請求されてしまった。登録の取消をお願いしようとサイトに書いてある問合せ先に連絡をしたが、業者は取消の無効を主張し、登録料金を脅迫めいた口調で要求してきた。パニック状態のAは指定された口座に入金してしまった。

- 子どもが不適切なサイトを見ないように、スマートフォン・パソコンのセキュリティやフィルタリング(有害サイトの閲覧制限機能)の設定をしている。
●フィルタリング紹介サイト「総務省ホームページ」に「タブレット」を追加。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html
- アプリの購入・課金を制限するため、子どもが勝手に支払いをできないよう、アカウント管理を行っている。

●インターネットとの付き合い方やネットトラブル事例をまとめております。
総務省ホームページ「上手にネットと付き合いおう!~安心・安全なインターネット利用ガイド~」
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/

「Twitter」を「X」に修正。たい!

SNS
ソーシャル
ネットワーキング
サービス

Facebook, Twitter, LINE等ネット上で情報交換や会話を楽しむサービス。子どもが危険な人と付き合いがないか、投稿する内容に問題がないか頻繁にチェックすると同時に、責任を持ってSNSを利用するように伝えましょう。

アプリ

スマートフォンでダウンロードして遊べるゲーム等のこと。ダウンロード時は無料であっても、後から課金が必要になるものも多くあります。一度はまってしまうと、ギャンブルのように際限なく課金をしてしまうケースもあるため、金銭を支払う行為をお子さんが自由にできないようにしましょう。

困ったときの相談は…?

お子さんのインターネット利用で困ったときは、決して一人で悩まずに周りの人に相談することが大切です。
各種専門機関が相談業務を実施していますので、ご利用ください。

「ネットトラブルで困ったら・・・」

警視庁インターネット安心・安全相談 <http://www.npa.go.jp/cybersafety/> を削除。以下のとおり修正。

「インターネットトラブルについて・・・」

●警視庁インターネットトラブル <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/sodan/nettrouble/index.htm>

ネットトラブルで困ったら…

●警視庁インターネット安心・安全相談 <http://www.npa.go.jp/cybersafety/>

インターネット上で誹謗中傷を受けたら…

●違法・有害情報相談センター <http://www.ihaho.jp/>

ネット上で有害なサイトを見つけたら…

●インターネット・ホットラインセンター <http://www.internethotline.jp/>

架空請求、ネットショッピングなどのトラブルで悩んでいたら…

●文京区消費生活センター消費者相談室

【電話相談】03-5803-1106 月～金(祝日・年末年始は除く)…午前9時30分から午後4時まで

お子さんのいじめ・不登校で悩んでいたら…

●文京区教育センターいじめ電話相談

【電話相談】03-5800-2596 24時間受付(年中無休)

●東京法務局人権擁護部 子どもの人権110番

【電話相談】0120-007-110 月～金(祝日・年末年始は除く)…午前8時30分から午後5時15分まで

子どもの人権110番へ以下のとおり追加

「メール相談及びLINE相談も受付詳しくは下記へ

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>」

●7～8個→**すばらしい!** これからも高い意識を持ち続けてください!

●4～6個→**もう少し!!** ネットについてお子さんともっと話し合いましょう。
思わぬところに落とし穴があるかもしれません。

●0～3個→**注意が必要!!** 子どものネット事情にもっと気を配りましょう。このままでは
お子さんが思わぬトラブルに巻き込まれてしまうかもしれません。

【発行】文京区青少年問題協議会

【編集】文京区児童青少年課 文京区春日1-16-21/TEL03-5803-1186/FA03-5803-1368

印刷部番号10422102

